

令和7年度明石市ひきこもり居場所支援事業募集要領

1 公募趣旨

明石市では、ひきこもり状態にある当事者が社会参加をするための第一歩となるよう、多様な役割を持つ居場所の開設・運営を促進するため、居場所の開設・運営を希望する民間団体を募集し、運営費の一部の助成の評価・選定を実施します。

2 公募する補助対象事業の概要

ひきこもり当事者の社会参加を支援するもので、当事者が参加する居場所を定期的に継続して開催するものとします。

- ・ **主な開催場所**：明石市内 ※メタバース（仮想空間）を活用する場合を除く
- ・ **開催回数**：令和7年4月30日までに事業を開始し、原則として月1回以上、かつ1回あたり2時間以上
- ・ **居場所利用対象者**：ひきこもり当事者
- ・ **補助金の上限額**：1団体あたり基本額700千円
なお、加算対象事業を実施する場合は1団体あたり1,000千円（基本額700千円＋加算額300千円）

【加算対象事業】

次の事業を行う場合、基本額に加算するものとします。

- (1) 当事者の経済的自立に向けた就労体験・訓練などの就労（準備）支援
 - (2) 自宅でも気軽に参加できる「メタバース（仮想空間）」を活用し、社会参加や就労のきっかけとなるようなプログラムの提供
- ※ 加算額の対象事業を実施しない場合は、基本額（700千円）が上限額となります。

※ 事業収入を伴う事業費は、補助金額を減額する場合があります。

- ・ **補助対象経費**：人件費、講演料、消耗品費、会場使用料、広告費、通信費等
※ 人件費は補助対象経費の3分の2以内
- ・ **補助対象期間**：交付決定日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

ひきこもり相談支援に対する知識と熱意を有し、かつ、確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有している団体で、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 明石市か兵庫県の実施するひきこもりに関する出前講座、ひきこもりサポーター養成講座を直近一年以内に受講していること。※開設までの受講で可

- (2) 当事者やその家族の相談や要望に柔軟に対応できるよう、明石市ひきこもり相談センターほか支援関係機関と連携し、適切な支援を行うことができること。
- (3) 本補助事業の他に開設している事業と参加者・空間などの区別ができること。
- (4) 定期的な活動報告を提出できること。
- (5) 次年度以降、継続して事業の継続が見込まれること。
- (6) 他の補助制度を受けていないこと。
- (7) 2人以上で構成されている団体で、規約、役員等が定められていること。
- (8) 法人格の有無及び営利、非営利団体の別は問わない。

4 選定スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金)
- (2) 募集書類の受付 令和7年2月17日(月)～令和7年2月28日(金)
- (3) 選定審査会 令和7年3月(予定)
※事務局が指定する日時にあかし保健所にご来場いただきます。
- (4) 選定結果の通知 令和7年4月(予定)

5 応募手続き

受付期間中に、事前に電話予約の上、書類を持参してください。(郵送不可)

※ 提出時に申請内容・添付書類を確認します。

【受付時間】

午前8時55分～午後5時(正午から午後1時までの間を除く)

【受付場所】

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4ー7

あかし保健所相談支援課(あかし保健所内3階)

※ 公募の応募に要する費用については、すべて応募者の負担にします。

※ 提出された書類等は返却しません。

※ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

※ 応募受付後、辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出して下さい。

6 応募書類

(1) 応募書類

- ・ 明石市ひきこもり居場所支援事業補助金交付申請書(様式1)
- ・ 企画提案書(A4判片面1枚程度 自由記述)

※選定審査会においては、この提案書をもとにプレゼンテーションを求め、質疑応答を実施します。

- ・ 添付書類
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 団体の会則・約款など
 - 役員名簿
 - 会場の雰囲気が分かる資料（会場見取図・会場内外の写真等）
 - その他事業に関連する資料

（２）提出部数

正本１部、副本（正本の写し）３部

（副本は、提出期限までに１部提出し、市の確認後、残り２部を提出すること）

７ 審査の方法等

審査にあたっては、業務の目的、性質及び内容を踏まえ、申請者の有するノウハウを的確に評価できるよう、提案の内容等を審査し、選定を行います。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

【審査項目】

- ・ 事業目的及び事業内容の理解度
- ・ 事業実施にあたっての計画性・実現性
- ・ 事業実施体制
- ・ 費用額及び積算根拠の妥当性

※ 詳細は「明石市ひきこもり居場所支援事業審査基準表」を確認してください。

※ 応募者多数の場合は、上記審査項目により書類選考を行います。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合や、本要項に違反又は著しく逸脱した場合、その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合には、審査の対象から除外します。

８ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- （１）書類に虚偽又は不正があった場合
- （２）応募申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
- （３）申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- （４）その他不正な行為があった場合

９ 補助金の交付

- （１）明石市は交付申請を受けて、補助金の交付決定を行います。補助事業の開始日は交付決定があった日以後となります。

- (2) 補助金は実績報告書に基づき検査を行い、適切な支出であることを確認した後に支払います。但し、必要な場合は概算払いも可とします。

10 問い合わせ先

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

あかし保健所 相談支援課（あかし保健所3階）

電 話：078-918-5669

F A X：078-918-5440

メール：hi-soudan@city.akashi.lg.jp

11 その他

- (1) 応募する際は、事前に「明石市補助金等交付規則」（昭和47年規則第6号）及び「明石市ひきこもり居場所支援事業補助金交付要綱」を確認してください。
- (2) 本補助の実施にあたり、その全部を一括して委託等を行うことはできません。
- (3) 次の経費は補助金の対象外です。
- ・ 団体の運営にかかる経常的な経費（電話代、光熱水費等）
 - ・ 個人給付的な経費（参加賞、景品等）
 - ・ 食糧費
 - ・ 本補助事業の他に開設している事業に係る経費
- (4) 本事業は、令和7年度当初予算成立後、速やかに事業が開始できるよう事前に募集手続きを行うものです。予算の執行は予算成立が前提となるため、今後、募集内容などに変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 本補助金の交付決定後、居場所事業者間における情報交換など横方向の連携を図るため、「ひきこもり居場所事業者交流会」を開催（年1回程度）する予定です。